

令和6年度

自己点検シート  
(人員・設備・運営編)

一令和6年9月版一

(外部サービス利用型特定施設入居者生活介護)  
(外部サービス利用型介護予防特定施設入居者生活介護)

事業所番号：33

事業所名：

点検年月日：令和 年 月 日( )

記入者：

<根拠・確認事項欄：省略標記一覧>

【条例】

■居宅条例 介護保険法に基づく指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等を定める条例（平成24年岡山県条例第62号）

■予防条例 介護保険法に基づく指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等を定める条例（平成24年岡山県条例第65号）

【省令】

□居宅省令 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号）

□予防省令 指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号）

【条例解釈通知】

◆居宅等条例解釈通知 介護保険法に基づき条例で規定された指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等の基準等について（令和3年4月1日付け指第47号）

【省令解釈通知】

◇居宅等省令解釈通知 指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について（平成11年9月17日付け老企第25号）

【文献：（発行：社会保険研究所）】

「青」 介護報酬の解釈1 単位数表編《令和3年4月版》

「赤」 介護報酬の解釈2 指定基準編《令和3年4月版》

「緑」 介護報酬の解釈3 Q A・法令編《令和3年4月版》

赤字：令和6年度変更箇所

青字：岡山県独自基準

★：運営指導時の確認項目

確 認 事 項	適 否	根拠・確認書類
<b>第1 基本方針</b>		※凡例 H24県条例62は居宅条例 H24県条例65は予防条例
事業運営の方針は、次の基本方針に沿ったものとなっているか。 《基本方針》	適 否	<b>【解釈赤P.347,1177】</b> H24県条例62第239条 H24県条例65第227条 ・概況説明 ・定款、寄付行為等 ・運営規程 ・パンフレット等
(1) 外部サービス利用型指定施設入居者生活介護の事業は、特定施設サービス計画に基づき、受託居宅サービス事業者による受託居宅サービスを適切かつ円滑に提供することにより、要介護状態等となった場合でも、利用者が当該指定施設においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようとするものとなっているか。（介護予防特定施設入居者生活介護の場合は、心身機能の維持回復を図り、生活機能の維持又は向上を目指す。）	適 否	
(2) 安定的かつ継続的な事業運営に努めているか。	適 否	
(3) 運営規程、パンフレット、その他利用者に対する説明文書は、法令、規則等に違反した内容となっていないか。	適 否	
<b>第2 人員に関する基準</b>		
<b>★ 1 従業者の員数</b>		<b>【解釈赤P.347~349, 1177~1178】</b> H24県条例62第240条 第1項一・第2項一・第4項・第5項 H24県条例65第228条 第1項一・第2項一・第4項・第5項 H11老企25第三の十の二の1(2)(3) ・職員勤務表 ・利用者数のわかる書類 ・職員名簿
<b>1 生活相談員</b>		
(1) 常勤換算方法で、利用者の数が100又はその端数を増すごとに1人以上であるか。	適 否	
ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、他の職種に従事することは差し支えない。		
(2) 1人以上は常勤・専従の者を配置しているか。	適 否	
※入居者へのサービス提供に支障がなければ、他の職務と兼務することができる。 ※資格要件なし。		
<b>2 介護職員</b>		
(1) 【介護サービスのみ】		H24県条例62第240条 第1項二・第2項二・第4項
・常勤換算方法で、要介護者数が10又はその端数を増すごとに1人以上であるか。	適 否	H24県条例65第228条 第1項二・第2項二・第4項
<b>【介護予防サービスと一体的に運営】</b>		H11老企25第三の十の二の1(1)(2)(3) ・職員勤務表 ・要支援、要介護度別利用者がわかる書類 ・資格者証等
・常勤換算方法で、要介護者数に要支援者1人を3分の1人と換算して得た数を合計した利用者数が10又はその端数を増すごとに1人以上であるか。	適 否	
(要介護者数+要支援者数*1/3=利用者の合計数←10又はその端数を増すごとに1以上)		

確 認 事 項	適	否	根拠・確認書類
<b>3 計画作成担当者</b> (1) 1以上は常勤の者を配置しているか。（総利用者数が100又はその端数を増すごとに1を標準とする。）  (2) 専らその職務に従事する介護支援専門員であって、特定施設サービス計画及び介護予防特定施設サービス計画の作成を担当させるのに適當と認められるものとなっているか。  ※入居者へのサービス提供に支障がなければ、他の職務と兼務することができる。	適 適 適	否 否 否	H24県条例62第240条 第1項三・第2項三・第4項・第6項 H24県条例65第228条 第1項三・第2項三・第4項・第6項 H11老企25第三の十の二の1(2)(3)(4) ・職員勤務表 ・職員名簿 ・資格者証等 ・運営規程
<b>4 常に1以上の従業者が確保されているか。</b>  ※ただし、宿直時間帯にあっては、この限りではない。	適	否	
<b>2 利用者の数</b>  (1) 利用者及び介護予防サービス利用者の数並びに総利用者数は、前年度の平均値となっているか。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。（小数点第2位以下切り上げ）  ※新設又は増床の場合は、下記のとおり推定される。また減床の場合には、減床後の実績が3月以上あるときは、減床後の利用者数等の延数を延日数で除して得た数とする。ただし、これらにより難い合理的な理由がある場合は、他の方法による。 (例：6月未満はベッド数の90%) (例：6月以上1年未満は直近6月間利用者数÷6月間の日数) (例：1年以上は直近1年間利用者数÷1年間の日数)	適	否	【解釈赤P.348,1178】 【解釈青P.138】 H24県条例62第240条 第3項 H24県条例65第228条 第3項 ・前年度の利用者実績 がわかる書類
<b>★3 管理者</b>  (1) 専らその職務に従事する常勤の管理者を置いているか。  <div style="border-left: 1px solid black; padding-left: 10px; margin-left: 20px;">           ただし、当該特定施設の管理上支障がない場合は、当該施設又は他の事業所若しくは施設等で兼務することができる。         </div> ※利用者へのサービス提供の場面等で生じる事象を適時かつ適切に把握でき、職員及び業務の一元的な管理・指揮命令に支障がない場合は同一敷地内以外の他の事業所、施設等の職務に従事することができる。 ただし、管理すべき事業所数が過剰であると個別に判断される場合、又は事故発生時の緊急時に管理者自身が速やかに事業所又は利用者へのサービス提供の現場に駆けつけることができない体制など、一般的には管理に支障があると考えられる場合は、兼務不可。	適	否	【解釈赤P.349,1178】 H24県条例62第241条 H24県条例65第229条 H11老企25第三の十の二の1(3) ・職員勤務表 ・職員名簿

確 認 事 項	適 否	根拠・確認書類
<b>第3 設備に関する基準</b>		
<b>★ I 設 備</b>		
(1) 利用者の日常生活のために使用する建物は耐火建築物又は準耐火建築物であるか。	適 否	<p>【解釈赤P.349～350, 1178～1179】</p> <p>H24県条例62第242条 第1項・第2項 H24県条例65第230条 第1項・第2項 H11老企25第三の十の二の2(1) 準用（第三の八の2(2) ・平面図 ・運営規程 ・建築確認書 ・設備備品等一覧表</p>
<p>ただし、知事が、火災予防、消防活動等に専門的知識を有する者の意見を聴き、次のいずれかの要件を満たす木造かつ平屋建ての建物であって、火災に係る利用者の安全性が確保されていると認めたときは、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。</p> <p>①スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造である。</p> <p>②非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消防活動が可能なものである。</p> <p>③避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により火災の際の円滑な避難が可能である。</p>		
(2) 浴室、便所及び食堂を有しているか。	適 否	<p>H24県条例62第242条 第3項 H24県条例65第230条 第3項</p>
<p>ただし、居室の面積が25m<sup>2</sup>以上である場合には、食堂を設けないことができる。</p>		
<b>I 居室</b>		
(1) 定員1人となっているか。	適 否	<p>H24県条例62第242条 第4項・附則第11条, 12条 H24県条例65第230条 第4項・附則第13条 (以下4 食堂まで共通)</p>
<p>夫婦で居室を利用するなど、利用者の処遇上必要と認められる場合、2人でも差し支えない。なお、養護老人ホームについては個室でなくてもよい場合がある。</p>		
(2) プライバシーの保護に配慮した介護を行える広さがあるか。	適 否	H11老企25第三の十の二の2(2)(3)(4)
(3) 地階に設けていないか。	適 否	
(4) 1以上の出入口は、避難上有効な空き地、廊下又は広間に直接面して設けているか。	適 否	

確 認 事 項	適	否	根拠・確認書類
2 浴 室 (1) 身体の不自由な者が入浴するのに適しているか。 (浴室や脱衣場の転倒防止の配慮、手すりの設置等)	適	否	
3 便 所 (1) 居室のある階ごとに設置し、非常用設備を備えているか。	適	否	
4 食 堂 (1) 機能を十分に発揮し得る適當な広さを有しているか。	適	否	
1,4共通 (1) 「適當な広さ」は重要事項であり、利用申込者に対する文書を交付しての説明及び掲示がされているか。	適	否	
<b>2 構 造</b>  (1) 利用者が車椅子で円滑に移動することができるよう避難通路の段差の解消、廊下の幅の確保等の配慮がなされているか。  (2) 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備があるか。  ・自動火災報知設備 ・火災通報装置（消防機関へ通報する火災報知設備） ・スプリンクラー設備 ※原則、面積に関わらず設置の必要があります。 ・消火器	適 適 適 適 適 適 適 適 適 適 適 適	否 否 否 否 否 否 否 否 否 否 否 否	・重要事項説明書 ・掲示板  【解釈赤P.349～350, 1178～1179】 H24県条例62第242条 第5項・第6項・第7項 ・第8項・附則第12条 H24県条例65第230条 第5項・第6項・第7項 ・第8項・附則第13条 H11老企25第三の十の 二の2(4) H12厚告48 消防法、消防法施行令 の一部を改正する政令、 消防法施行規則の一部 を改正する省令（以下 「消防法等」という。）
(3) 構造設備の基準については、建築基準法及び消防法の定めるところによっているか。	適	否	

確 認 事 項	適	否	根拠・確認書類
<b>第4 運営に関する基準</b>			
<b>★ I 内容及び手続の説明及び契約の締結等</b>			
(1)・重要事項を記した文書を交付して説明を行い、入居及び指定特定施設入居者生活介護等の提供に関する契約を文書により締結しているか。（重要事項説明書でなくともよい。） ・重要事項を記した文書に不適切な事項や漏れはないか。	適 適	否 否	【解釈赤P.351,1179】 H24県条例62第243条 H24県条例62第1条 H24県条例65第231条 H11老企25第三の十の二の3(1) 〔説明・同意の方法 手順等を聴取〕 ・運営規程 ・説明書 ・入居申込書 ・利用の同意に関する書類（契約書等） ・重要事項説明書
重要事項最低必要項目 ①運営規程の概要 ②従業者の勤務の体制 ③外部サービス利用型指定(介護予防)特定施設入居者生活介護事業者と受託居宅(介護予防)サービス事業者の業務の分担の内容 ④受託居宅(介護予防)サービス事業者及び受託居宅(介護予防)サービス事業所の名称並びにサービスの種類 ⑤居室、浴室、及び食堂の概要 ⑥要介護状態の区分又は要支援の区分に応じて事業者が提供する標準的なサービスの内容（有料老人ホームの重要な事項説明書に添付される「介護サービス等の一覧表」等の内容を満たすものをいう。） ⑦安否確認の方法及び手順 ⑧利用料の額及びその改定の方法 ⑨事故発生時の対応 ⑩苦情処理			
※利用者の同意に関しては、契約書に同意の文言を挿入すること又は同意書を作成することが望ましい。			
(2)・重要事項を記した文書はわかりやすいものとなっているか。 ・契約書には、介護サービス等の内容及び利用料その他の費用の額、契約解除の条件を記載しているか。	適 適	否 否	
介護予防特定施設入居者生活介護の指定をあわせて受け場合、特定施設入居者生活介護と介護予防特定施設入居者生活介護の契約について別の契約書にすることなく、1つの契約書で差し支えない。			
(3) 契約において、入居者の権利を不当に狭めるような契約解除の条件を定めていないか。	適	否	・契約書
定められる事項 ①正当な理由なしに指定特定入居者生活介護等の利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態等の程度を増進したと認められるとき。 ②偽りその他の不正行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。			

確 認 事 項	適	否	根拠・確認書類
(4) 利用者を他の居室に移して介護を行うこととしている場合には、移る際の当該利用者の意思の確認等、適切な手続を契約書等に明記しているか。	適	否	・契約書等 (意思確認したもの)
<b>2 サービスの提供</b>			<b>【解釈赤P.351,1180】</b> H24県条例62第244条 H24県条例65第236条 H11老企25第三の十の二の3(2)
(1) 適切かつ円滑に受託居宅サービスが提供されるよう、事業者との会議や協議等、必要な措置を講じているか。	適	否	
(2) 受託居宅サービス事業所にサービス提供日時、具体的なサービスの内容等を文書により報告させているか。	適	否	
<b>3 指定特定施設入居者生活介護の提供の開始等（準用）</b>			<b>【解釈赤P.354,324 準用,1181,1170準用】</b> H24県条例62第248条 準用（第222条） H24県条例65第235条 準用（第208条） H11老企25第三の十の二の3(6) 準用（第三の十の3(2)) ・入居申込書 ・入居申込受付簿 ・サービス記録
(1) 正当な理由なく、サービスの提供を拒んでいないか。  〔正当な理由〕 ①入居者が入院治療を要する者で、必要なサービスを提供することが困難。 ②ベッドが空いていない。	適	否	
(2) 当該指定特定施設入居者生活介護事業者及び介護予防特定施設入居者生活介護事業者以外の者が提供するサービスを利用することを妨げていないか。	適	否	
(3) 入居者等が入院治療を要する者であること等入居者等に対し自ら必要なサービスを提供することが困難であると認めた場合は、適切な病院又は診療所の紹介その他の適切な措置を速やかに講じているか。	適	否	・紹介の記録
(4) サービスの提供に当たっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境等をどのようにして把握しているか。	適	否	・利用者に関する記録
<b>★4 受給資格等の確認（準用）</b>			<b>【解釈赤P.354,324～325準用,1181,1094準用】</b> H24県条例62第248条 準用（第12条） H24県条例65第235条 準用（第51条の5） H11老企25第三の十の二の3(6) 準用（第三の一の3(4)) ・サービス計画書 ・利用者に関する記録
(1) サービス提供を求められた場合、以下の要件を被保険者証によって確認しているか。  〔①被保険者資格 ②要介護認定等の有無 ③要介護認定等の有効期間〕  ・確認した後は、利用者へ被保険者証を返却しているか。 (サービス事業者が被保険者証を取り込んでいないか。)	適	否	
(2) 認定審査会意見が記載されている場合は、それに配慮したサービスを提供するよう努めているか。	適	否	

確 認 事 項	適 否	根拠・確認書類
<b>5 要介護認定等の申請に係る援助（準用）</b>		
(1) 要介護認定等を受けていない場合は、説明を行い、必要な援助を行っているか。  ※必要な援助とは、既に申請が行われているかどうか確認し、申請をしていない場合は、利用申込者の意思を踏まえて、代行申請を行うか、申請を促すこと。	適 否	【解釈赤P.354,325準用,1181,1094準用】 H24県条例62第248条準用（第13条） H24県条例65第235条準用（第51条の6） H11老企25第三の十の二の3(6) 準用（第三の一の3(5)) ・利用者に関する記録
(2) 更新の申請は、有効期間の終了する60日前から遅くとも30日前にはなされるよう必要に応じて援助を行っているか。	適 否	【解釈赤P.354,325準用,1181,1171準用】 H24県条例62第248条準用（第224条） H24県条例65第235条準用（第210条） H11老企25第三の十の二の3(6)準用（第三の十の3(3)) ・被保険者証写 ・サービス提供記録 ・業務日誌 法第41条・第50条・第60条・第69条第3項
<b>★6 サービスの提供の記録（準用）</b>		
(1) サービスの開始、終了等を被保険者証に記載しているか。 (記載事項) 開始年月日 指定特定施設名称 終了年月日	適 否	【解釈赤P.354,326準用,1181,1171準用】 H24県条例62第248条準用（第225条） H24県条例65第235条準用（第211条） H11老企25第三の十の二の3(6) 準用（第三の一の3(10)) ・サービス計画書 ・領収証控 ・運営規程 ・請求書
(2) 提供した具体的なサービスの内容等を記録しているか。	適 否	
<b>★7 利用料等の受領（準用）</b>		
[法定代理受領サービスに該当する場合] (1) 1割、2割又は3割相当額の支払いを受けているか。	適 否	【解釈赤P.354,326準用,1181,1171準用】 H24県条例62第248条準用（第225条） H24県条例65第235条準用（第211条） H11老企25第三の十の二の3(6) 準用（第三の一の3(10)) ・サービス計画書 ・領収証控 ・運営規程 ・請求書
[法定代理受領サービスに該当しない場合] (2) 10割相当額の支払いを受けているか。  ・基準額との間に不合理な差額が生じていないか。	適 適 否	
[その他の費用の支払を受けている場合] (3) 「利用者の選定により提供される介護その他の日常生活上の便宜に要する費用」の支払を受けている場合は、運営規程に従い適正に徴収されているか。  ・「おむつ代」の支払を受けている場合は、運営規程に従い適正に徴収されているか。	適 適 否	【解釈赤P.354,326準用,370～371,1181,1171準用,1321～1325】 H11老企25第三の十の二の3(6) 準用（第三の一の3(10)) H12老企52、H12老企54

確 認 事 項	適	否	根拠・確認書類
・「その他の日常生活費」の対象となる便宜の中で、支払を受けることができないもの（保険給付の対象となっているサービス）はないか。	適	否	H12老振25・老健94 H12老振75・老健122
・「その他の日常生活費」の対象となる便宜の中で、保険給付の対象となっているサービスと明確に区分されないあいまいな名目による費用の支払を受けていないか。	適	否	・重要事項説明書 ・説明書 ・利用の同意に関する書類（契約書等） ・領収証控 ・請求書
・「その他の日常生活費」の受領は、その対象となる便宜を行うための実費相当額の範囲内で行われているか。（積算根拠は明確にされているか。）	適	否	
(4) · (3)の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、同意を得ているか。	適	否	
· 上記の同意は、文書に利用者等の署名を受けることにより行っているか。	適	否	
· 「その他日常生活費」とは区分される費用についても同様の取扱いとしているか。	適	否	
(5) · 利用者から支払を受けた際、領収証を交付しているか。	適	否	
· 課税の対象外（家賃、おむつ代等）に消費税を賦課していないか。	適	否	
※利用者の選定により提供される介護その他の日常生活上の便宜に要する費用は課税対象。			
(6) 領収証には費用区分を明確にしているか。 ①基準により算定した費用の額又は現に要した費用の額 ②その他の費用の額（個別の費用ごとに区分）	適	否	
<b>8 保険給付の請求のための証明書の交付（準用）</b>			<b>【解釈赤P.354,327 準用, 1181,1095準用】</b>
[法定代理受領サービスに該当しないサービスを提供した場合] サービスの内容、費用の額等を記したサービス提供証明書を交付しているか。	適	否	H24県条例62第248条 準用（第22条） H24県条例65第235条 準用（第52条の2） H11老企25第三の十の二の3(6) ・サービス提供証明書（介護給付明細書）

確 認 事 項	適	否	根拠・確認書類
★ 9 取扱方針（準用） 身体拘束廃止(4)～(10)、高齢者虐待防止(11)～(14)			
(1) 利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、認知症の状況等を踏まえ、日常生活に必要な援助を行っているか。	適	否	【解釈赤P.354,327～329準用,1174～1175,1171準用】 H24県条例62第248条準用（第226条）
(2) 特定施設サービス計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行っているか。	適	否	H24県条例65第212条・第219条・第220条
(3) サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行っているか。（又、工夫をしているか。）	適	否	H11老企25第三の十の二の3(6)・第四の三の10(1))
(4) 利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（身体拘束）を行っていないか。	適	否	・利用者に関する記録 ・サービス計画書 ・パンフレット等 ・身体拘束に関する記録 ・介護日誌 ・身体拘束マニュアル
☆身体的拘束の対象となる具体的行為			
①徘徊しないように、車いすやいす、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。	適	否	
②転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。	適	否	
③自分で降りられないように、ベッドを柵（サイドレール）で囲む。	適	否	
④点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る。	適	否	
⑤点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、または皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける。	適	否	
⑥車いすやいすからずり落ちたり、立ち上がったりしないように、Y字型拘束帯や腰ベルト、車いすテーブルをつける。	適	否	
⑦立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるようすを使用する。	適	否	
⑧脱衣やおむつはずしを制限するために、介護衣（つなぎ服）を着せる。	適	否	
⑨他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに体幹や四肢をひも等で縛る。	適	否	
⑩行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。	適	否	
⑪自分の意志で開けることのできない居室等に隔離する。	適	否	
(5) (4)を行う場合には、「切迫性」、「非代替性」、「一時性」の3要件を全て満たしているか。	適	否	
(6) (4)を行う場合には、期限を定めて行っているか。	適	否	
※開始日時だけでなく、予め解除日時を定めていること。			
(7) (4)を行う場合には、利用者及び家族に対し、説明を行っているか。（例：原則として身体拘束を行わないこと、徹底した自立回復を目指すこと、身体拘束は一時的なものであること。）	適	否	・身体拘束に関する記録、家族への確認書
(8) (4)を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しているか。	適	否	・担当者会議の記録 ・身体拘束廃止委員会

確 認 事 項	適	否	根拠・確認書類
(9) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができる。)を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図っているか。	適	否	高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律
(10) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備しているか。	適	否	
(11) 事業所の従事者は、高齢者虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、高齢者虐待の早期発見に努めているか。	適	否	
(12) 利用者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えていないか。	適	否	
(13) 利用者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置その他の利用者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ることをしていないか。	適	否	
(14) 利用者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の利用者に著しい心理的外傷を与える言動を行うことをしていないか。	適	否	
(15) 利用者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせていないか。	適	否	・研修の記録 ・担当者会議の記録 ・身体拘束廃止委員会
(16) 利用者財産を不当に処分すること、その他当該利用者から不当に財産上の利益を得ていないか。	適	否	
(17) 身体拘束廃止及び高齢者虐待防止について、従業者への研修を実施しているか。	適	否	
(18) 提供されたサービスについて、目標達成の度合いや利用者及びその家族の満足度等について常に様々な視点から客観的にサービスの質の評価（利用者アンケートを含む）を行い、評価の結果を踏まえ、常にサービスの改善を図っているか。 また、自ら行う評価に限らず、第三者評価による評価など、多様な評価方法を用いているか。	適	否	R3.4.1指第47号通知 (別紙) 第二10の(5) イ 準用((1)) 及び第三10の(6)イ 準用((3))  R3.4.1指第48号通知 (別紙) 第二10の(5) イ 準用((1)) 及び第三10の(6)イ 準用((4))
(19) 認知症、障害等により判断能力が不十分な状態にある利用者が、適正な契約手続等を行うために成年後見制度の活用が必要と認められる場合は、地域包括支援センターや市町村担当課等の相談窓口を利用者に紹介する等関係機関と連携し、利用者が成年後見制度を活用することができるよう配慮しているか。	適	否	

確 認 事 項	適	否	根拠・確認書類
<b>★ I O 特定施設サービス計画の作成（準用）</b>			<b>【解釈赤P.354,329準用,1182,1174~1175準用】</b> 【解釈緑P.770~807】 H24県条例62第248条 準用（第227条） H24県条例65第237条 準用（第220条） H11老企25第三の十の二の3(5)・第四の三の10(1) 〔作成方法等について聴取〕 ・職務分担表 ・利用者に関する記録 ・協議の記録 ・サービス計画原案 ・利用の同意に関する書類（契約書等） ・実施状況を評価した記録
(1) 特定施設サービス計画の作成に関する業務を <b>計画作成担当者</b> に行わせているか。	適	否	
(2) 特定施設サービス計画の作成に当たっては、利用者が現に抱えている問題点や解決すべき課題を把握しているか。	適	否	
(3) 解決すべき課題に基づき、他の外部サービス利用型特定施設従業者及び受託居宅サービス事業者と <b>協議</b> し、特定施設サービス計画の原案を作成しているか。  ※入居日から特定施設サービス計画書の利用者への交付をするまでの間、空白期間が生まれないための原案を作成することが望ましい。  ・特定施設サービス計画の原案には、サービスの <b>目標</b> 及びその <b>達成時期</b> 、サービスの内容並びにサービスを提供するまでの留意点等が記載されているか。  ※特定施設サービス計画書の様式は、事業者独自の様式でよい。（参考として居宅サービス様式、施設サービス様式）	適	否	
(4) 特定施設サービス計画の原案の内容について利用者又は家族に説明し、文書により同意を得ているか。	適	否	
(5) 特定施設サービス計画を利用者に交付しているか。	適	否	
(6) 特定施設サービス計画作成後の実施状況を把握しているか。 ・必要に応じて特定施設サービス計画の変更を行っているか。	適	否	
(7) 変更を行う際も(2)～(5)に準じて取り扱っているか。	適	否	
<b>III 相談及び援助（準用）</b>  常に利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、利用者の社会生活に必要な支援が行われているか。			<b>【解釈赤P.354,331準用,1182,1176準用】</b> H24県条例62第248条 準用（第230条） H24県条例65第237条 準用（第223条） H11老企25第三の十の二の3(6)・第四の三の10(4) 準用（第三の十の3(8)） ・相談に関する記録 ・利用者に関する記録

確 認 事 項	適 否	根拠・確認書類
<b>I 2 利用者の家族との連携（準用）</b> <p>(1) 常に利用者の家族との連携を図るとともに、利用者とその家族との交流等の機会を確保するよう（会報の送付、行事参加の呼びかけ等）に努めているか。</p>	適 否	<b>【解釈赤P.354,331準用,1182,1176準用】</b> H24県条例62第248条準用（第231条） H24県条例65第237条準用（第224条） H11老企25第三の十の二の3(6)・第四の三の10(5) 準用（第三の十の3(9)） ・利用者に関する記録 ・面会に関する記録
<b>I 3 利用者に関する市町村への通知（準用）</b> <p>(1) 利用者が次のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しているか。</p> <p>ア 正当な理由なしにサービスの利用に関する指示等に従わないことにより、要介護状態等の程度を増進させたと認められるとき。            イ 偽りその他不正の行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき</p>	適 否	<b>【解釈赤P.354,331準用,1181,1095準用】</b> H24県条例62第248条準用（第27条） H24県条例65第235条準用（第52条の3） H11老企25第三の十の二の3(6) 準用（第三の一の3(14)） ・市町村に送付した通知
<b>★I 4 緊急時等の対応（準用）</b> <p>(1)・緊急時の主治医等への連絡体制、連絡方法が整備されているか。            ・緊急時の対応の実例があれば処理した手順について確認。</p> <p>(2) 協力医療機関との間であらかじめ必要な事項を取り決めているか。            ※協力医療機関は、事業の通常の実施地域内にあることが望ましい。</p>	適 適 適 否	<b>【解釈赤P.354,331～332準用,1181,1096準用】</b> H24県条例62第248条準用（第55条） H24県条例65第235条準用（第53条） H11老企25第三の十の二の3(6) 準用（第三の二の3(3)） ・運営規程 ・利用者に関する記録 ・契約書 ・重要事項説明書 ・緊急時対応マニュアル

確 認 事 項	適 否	根拠・確認書類
I 5 管理者の責務（準用）		<p>【解釈赤P.354,332準用,1181,1096準用】</p> <p>H24県条例62第248条準用（第56条）</p> <p>H24県条例65第235条準用（第54条）</p> <p>H11老企25第三の十の二の3(6)準用（第三の二の3(4)）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・組織図、組織規程</li> <li>・職務分担表</li> <li>・業務日誌</li> <li>・業務報告</li> </ul>
(1) 従業者の管理及び利用者の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行っているか。	適	否
(2) 従業者に「運営に関する基準」を遵守させるために必要な指揮命令を行っているか。	適	否
★ I 6 運営規程		<p>【解釈赤P.351～352,1179～1180】</p> <p>H24県条例62第245条</p> <p>H24県条例65第232条</p> <p>H11老企25第三の十の二の3(3)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・運営規程</li> <li>・利用者に関する記録</li> <li>・契約書</li> </ul>
(1) 運営規程に①～⑪が記載されているか。 ※⑩は経過措置終了	適	否
・①～⑪の内容は適切か。 ①事業の目的及び運営の方針 ②従業者の職種、員数及び職務の内容 ③入居定員及び居室数 ④外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護等の内容及び利用料その他の費用の額 ⑤受託居宅サービス事業者等及び受託居宅サービス事業所等の名称及び所在地 ⑥利用者が他の居室に移る場合の条件及び手続 ⑦施設の利用に当たっての留意事項 ⑧緊急時等における対応方法 ⑨非常災害対策 ⑩虐待の防止のための措置に関する事項 ⑪その他運営に関する重要事項	適	否
利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合に身体的拘束等を行う際の手続について定めておくことが望ましい。		

確 認 事 項	適 否	根拠・確認書類
<b>I 7 受託居宅サービス事業者への委託</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1)・受託居宅サービスの提供に関する業務を委託する契約を締結するときは、受託居宅サービス事業所ごとに文書により行っているか。（複数事業所との契約でも可）           <ul style="list-style-type: none"> <li>・委託契約書に不適切な事項や漏れはないか。               <ul style="list-style-type: none"> <li>委託契約最低必要項目                   <ul style="list-style-type: none"> <li>①委託の範囲</li> <li>②遵守すべき条件</li> <li>③サービスが運営基準に従って適切に行われていることを定期的に確認する旨</li> <li>④受託居宅サービス事業者に対し、文書による指示を行える旨</li> <li>⑤サービス内容に改善の必要があり、所要の措置を講じるよう指示を行った場合、確認する旨</li> <li>⑥入居者に賠償すべき事故が発生した場合における責任の所在</li> <li>⑦その他必要事項</li> </ul> </li> <li>※③及び⑤に関しては、結果記録を作成し、<b>5年間</b>保存すること</li> </ul> </li> <li>・委託した業務の再委託は行われていないか。</li> </ul> </li> </ul>	適 適 適 適 適 適 適 適	<p>【解釈赤P.352～353, II80～II81】</p> <p>H24県条例62第246条 H24県条例65第233条 H11老企25第三の十の二の3(4)</p> <p>・委託契約書</p> <p>・確認文書</p> <p>・指示文書</p> <p>R3.4.1指第47号通知 (別紙) 第二10の(5) ア 準用(1の(5))及び第三10の(6)ア準用(1の(3))</p> <p>・委託契約書</p> <p>・指定申請書</p> <p>・受託居宅サービス事業所の所在地がわかる書類</p>
(2) 受託居宅サービスの種類は、 <b>指定訪問介護</b> 、 <b>指定訪問入浴介護</b> 、 <b>指定訪問看護</b> 、 <b>指定訪問リハビリテーション</b> 、 <b>指定通所介護</b> 、 <b>指定通所リハビリテーション</b> 、 <b>指定福祉用具貸与</b> 及び <b>指定認知症対応型通所介護</b> としているか。	否 否	
(3)・事業の開始にあたっては、 <b>指定訪問介護</b> 、 <b>指定訪問看護</b> 及び <b>指定通所介護</b> を提供する事業者と予め業務委託契約を締結しているか。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・当該受託居宅サービス事業者及び当該受託居宅サービス事業所の名称及び所在地を記載した書類を都道府県知事に提出しているか。</li> </ul>	否 否	
(4) 指定認知症対応型通所介護の提供に関する業務を委託する場合にあっては、 <b>指定特定施設と同一の市町村</b> の区域内に所在する事業所になっているか。	否	

確 認 事 項	適 否	根拠・確認書類
(5) 受託居宅サービス事業者に、業務について必要な管理及び指揮命令を行っているか。	適 指揮命令内容 ①身体拘束等の禁止 ②秘密保持 ③事故発生時の対応及び緊急時の対応の規定において求められている内容が、受託居宅サービス事業者の従業者によつても遵守されることを確保する旨が含まれていること。	否
(6) 受託居宅サービスに係る業務の実施状況について定期的に確認し、その結果等を記録しているか。	適 否 ・業務記録	
★ 18 勤務体制の確保等（準用）		【解釈赤P.354,333～334準用,1181,1172準用】 H24県条例62第248条準用（第233条） H24県条例65第235条準用（第214条） H11老企25第三の十の二の3(6) 準用（第三の十の3(11)） ・就業規則 ・勤務表 ・雇用契約書 ・出張命令 ・研修計画 ・実施記録
(1) 適切なサービスを提供できるよう従業者の勤務体制を定めているか。 ①同一時間帯の休憩・休息はないか。 ②引継ができる体制になっているか。	適 否	R3.4.1指第47号通知（別紙）第二10の（5）イ 準用（(2)）及び第三10の（6）イ 準用（(1)） ・方針 ・相談記録
(2) ・日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係等を勤務表上明確にしているか。  ・必要事項が記載されているか。	適 否	
(3) 全ての施設従業者（看護師、准看護士、介護福祉士、介護支援専門員等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じているか。	適 否	
		※経過措置終了
(4) 適切なサービス提供を確保する観点から、職場における性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の職場環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じているか。	適 否	

確 認 事 項	適 否	根拠・確認書類
<p>★ 19 業務継続計画(BCP)の策定等（準用）</p> <p style="text-align: center;">※経過措置期間終了</p> <p>(1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施し、非常時の体制で早期の業務継続を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該計画に従い必要な措置を講じているか。</p> <p style="color: red;">※R7.3.31までの間、感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備及び非常災害に関する具体的計画の策定を行っている場合には、減算を適用しない。</p> <p>(2) 特定施設事業者に対し、業務継続計画（BCP）について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しているか。</p> <p>(3) 定期的に業務継続計画（BCP）の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行っているか。</p>	適 否	<p>【解釈赤P.354,334～336準用,1181,1096】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・業務継続計画（BCP）</li> <li>・研修及び訓練計画</li> <li>・実施記録</li> </ul>
<p>20 協力医療機関等（準用）</p> <p>(1) 協力病院を定めているか。</p> <p>(2) 協力歯科医療機関を定めているか。（努力義務）</p> <p>(3) 協力病院とは、あらかじめ必要な事項を取り決めているか。（利用者の入院や休日夜間等における対応）</p> <p>(4) 1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認しているか。</p> <p>(5) 事業者は、協力医療機関の名称等（医療機関の名称・取決め内容等）を、指定権者に届け出ているか。</p> <p>(6) 次の2つの要件を満たす協力医療機関を定めているか。（努力義務）</p> <p>①協力医療機関について、利用者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を常時確保しているか。</p> <p>②協力医療機関について、事業者からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保しているか。</p>	適 否 適 否	<p>【解釈赤P.354,340～341準用,1181,1172～1173準用】</p> <p>H24県条例62第248条 準用（第234条）</p> <p>H24県条例65第235条 準用（第215条）</p> <p>H11老企25第三の十の二の3(6) 準用（第三の十の3(12)) ・契約書 ・重要事項説明書</p>

確 認 事 項	適	否	根拠・確認書類
(7) 第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を取り決めているか。(努力義務)	適	否	
(8) 取決め内容に、流行初期期間経過後に利用者が新興感染症に感染した場合における、相談、診療、入院の要否の判断、入院調整等が含まれているか。	適	否	
(9) 協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行っているか。	適	否	
(10) 利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定特定施設に速やかに入居させることができるようにしているか。(努力義務)	適	否	
<b>★2 Ⅰ 非常災害対策（準用）</b>			<b>【解釈赤P.354,336準用,1181,1126準用】</b>
(1) 消防計画を届け出ているか。	適	否	H24県条例62第248条 準用（第110条）
・消防法等に基づいて、年2回以上消火訓練、避難訓練を行っているか。	適	否	H24県条例65第235条 準用（第121条の4）
・訓練の実施に当たっては、地域住民の参加が得られるよう連携に努めているか。	適	否	H11老企25第三の十の二の3(6) 準用（第三の六の3(6))
・収容人員10人以上の施設は、防火管理者を選任し、届け出ているか。	適	否	・消防計画 ・訓練記録
・防火管理者は、消防計画の策定及びこれに基づく消防業務の実施を行い、従業員に周知しているか。	適	否	・消防計画に準ずる計画 ・運営規程
・防火管理者を置かなくてもよいこととされている事業所においても、防火管理について責任者を定め、その者に消防計画に準ずる計画の樹立等の業務を行わせているか。	適	否	・通報、連絡体制 ・消防署への届出
・風水害、地震等の災害に対処するための計画を策定しているか。（消防計画に含めている場合も含む。）	適	否	・消防用設備点検の記録

確認事項	適	否	根拠・確認書類
(2)・非常災害時の実効性のある具体的な計画を立てているか。	適	否	R3.4.1指第47号通知 (別紙) 第二10の(5) イ 準用(6の(4)) 及び第三10の(6)イ 準用(6の(2))
・以下のことについて計画（消防計画以外）に盛り込んでいるか。 ①事業所等の立地条件 ②情報の入手方法 ③災害時の連絡先及び通信手段 ④避難を開始する時期・判断基準 ⑤避難場所 ⑥避難経路 ⑦避難方法 ⑧災害時の人員体制・指揮系統 ⑨関係機関との連絡体制	適 適 適 適 適 適 適 適 適	否 否 否 否 否 否 否 否 否	
・入所者の状態を踏まえているか。	適	否	
・所在地の地理的実情（津波災害警戒区域、土砂災害警戒区域等）を踏まえているか。	適	否	
・想定される災害の種類別（津波・高潮・土砂災害・地震・火災等）に計画を立てているか。	適	否	
・災害の規模（地域全体か、施設の一部か等）や被害の程度（1週間以内で復旧できるか、給食施設のみか等）に応じた計画であるか。	適	否	
(3)(2)の計画に従い、実際の非常災害に対応できる実効性の高い避難又は救出にかかる必要な訓練をしているか。	適	否	
(4)市町村、地域住民及び医療や福祉に関わる他の事業所と連携体制の整備に努めているか。	適	否	
(5)非常災害時には、地域の高齢者、障害者、乳幼児等の特に配慮を要する者を受け入れる等支援に努めているか。	適	否	
<b>★22 衛生管理等（準用）</b>			<b>【解釈赤P.354,336～338準用,1181,1137～1138準用】</b> H24県条例62第248条 準用（第111条） H24県条例65第235条 準用（第140条の2） H11老企25第三の十の二 の3(6) 準用（第三の六の3(7) ・受水槽清掃記録 ・定期消毒の記録  ・衛生マニュアル ・感染症及び食中毒防 止等の記録等 ・指導等の記録
(1) 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水の衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じているか。	適	否	
(2)・感染症が発生、又はまん延しないように必要な措置を講じているか。 ①メチシリン耐性黄色ブドウ球菌(MRSA)、結核、疥癬、 インフルエンザ様疾患等に対する対策 ②タオルの共用の禁止 ③手指消毒薬剤の配置又は消毒器の設置 ・保健所との密接な連携に努めているか。 ・保健所からの助言、指導を受けた場合は適切に改善を行っているか。 ・特にインフルエンザ対策、腸管出血性大腸菌感染症対策、レジオネラ症対策等については、その発生及びまん延を防止するための措置について、別途通知等に基づき、適切な措置を講じているか。	適 適 適 適 適 適 適 適	否 否 否 否 否 否 否 否	
(3) 空調設備等により施設内の適温の確保に努めているか。	適	否	

確 認 事 項	適	否	根拠・確認書類
(4) 事業者は、感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じているか。  ※経過措置期間終了 ・感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができる。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図っているか。 ・感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備しているか。 ・従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施しているか。	適 適 適 適 適	否 否 否 否 否	・委員会に関する記録 ・指針 ・研修に関する記録  【解釈赤P.354,338～339準用,1181,1097準用】  H24県条例62第248条 準用（第34条） H24県条例65第235条 準用（第55条の4） ・ウェブサイトの情報
23 掲示等（準用）  (1) 施設の見やすい場所に、①から⑦までを全て含んだ重要事項を掲示しているか。又は、①～⑦までの事項を全て記載した書面を当該施設に備え付け、かつ、これをいつでも関係者が自由に閲覧できるようになっているか。  記載事項、文字の大きさ、掲示方法等掲示物の確認 ①運営規程の概要 ②従業者の勤務の体制 ③居室、浴室、便所及び食堂の概要 ④協力病院 ⑤利用料の額及びその改定の方法 ⑥事故発生時の対応 ⑦苦情処理  ・掲示内容は、届け出ている内容と実態に相違はないか。	適	否	【解釈赤P.354,339準用,1181,1097準用】  H24県条例62第248条 準用（第34条） H24県条例65第235条 準用（第55条の4） ・ウェブサイトの情報
※R7.3.31までの間は、努力義務 「掲示書面」に加えて、原則として重要事項等の情報をウェブサイト（法人のホームページ等又は情報公表システム上）に掲載・公表すること。	適 適	否 否	
★24 秘密保持等（準用）  (1) 利用者のプライバシーに係る記録等を適切に管理しているか。（例：鍵をかけていないガラス張りケースに保管していないか。）  (2) 秘密保持のため、必要な措置を講じているか。（例えば、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、雇用時に取り決める等の措置を講じているか。）	適 適	否 否	【解釈赤P.354,339準用,1181,1097準用】  H24県条例62第248条 準用（第35条） H24県条例65第235条 準用（第55条の5） H11老企25第三の十の二の3(6) 準用（第三の一の3(21)) ・就業時の取り決め等の記録 ・利用の同意に関する書類（契約書等）

確 認 事 項	適 否	根拠・確認書類
(3) サービス担当者会議等において個人情報を用いる場合は、利用者（家族）に適切な説明（利用の目的、配布される範囲等）がなされ、あらかじめ文書により同意を得ているか。 ・同意内容以外の事項まで情報提供していないか。		
<b>★25 広 告（準用）</b>		
(1) 誤解を与えるような表現等が使用されていないか。 (例：医療スタッフが常駐している。)  ・広告の内容が施設の概要や運営規程と異なる点はないか。	適 適	否 否
<b>26 居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止（準用）</b>		
(1) 居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していないか。	適	否
<b>★27 苦情処理（準用）</b>		
(1) 苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じているか。  ・相談窓口、苦情処理の体制及び手順等当該事業所における苦情を処理するために講ずる措置の概要について明らかにし、これを利用申込者又はその家族にサービスの内容を説明する文書に記載しているか。  ・苦情に対して速やかに対応しているか。また、利用者に対する説明は適切か。  ・苦情に対する措置の概要を掲示しているか。	適 適 適 適 適	否 否 否 否 否
(2) 苦情を受け付けた場合には、苦情の内容等を記録しているか。	適	否
(3) 苦情がサービスの質の向上を図る上で重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取組を自ら行っているか。	適	否
(4) 市町村の調査に協力し、指導又は助言を受けた場合に改善を行っているか。	適	否
(5) 市町村からの求めがあった場合には、(4)の改善の内容を市町村に報告しているか。	適	否
		【解釈赤P.354,339 準用,1181,1097準用】 H24県条例62第248条 準用（第36条） H24県条例65第235条 準用（第55条の6） ・広告 ・パンフレット/チラシ
		【解釈赤P.354,339 準用,1181,1097準用】 H24県条例62第248条 準用（第37条） H24県条例65第235条 準用（第55条の7） H11老企25第三の十の二の3(6)
		【解釈赤P.354,339～ 340準用,1181,1098 準用】 H24県条例62第248条 準用（第38条） H24県条例65第235条 準用（第55条の8） H11老企25第三の十の二の3(6) 準用（第三の一の3(23)） 〔苦情処理方法について具体的な方法及び過去1年間の苦情の状況を聴取〕 ・苦情対応マニュアル ・苦情に関する記録 ・指導に関する記録 ・報告文書

確 認 事 項	適	否	根拠・確認書類
(6) 国保連の調査に協力し、指導又は助言を受けた場合に改善を行っているか。	適	否	・指導に関する記録
(7) 国保連からの求めがあった場合には、(6)の改善の内容を国保連に報告しているか。	適	否	・報告文書
<b>28 地域との連携（準用）</b>			
(1) 地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力をを行う等の地域との交流に努めているか。（地域自治会との交流、ボランティアの受け入れ等）	適	否	【解釈赤P.354,341～342準用,1181,1098準用】 H24県条例62第248条準用（第235条） H24県条例65第235条準用（第55条の9,第216条）H11老企25第三の十の3(13) ・地域交流に関する記録
(2) 提供した指定特定施設入居者生活介護等に関する利用者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めているか。	適	否	
<b>★29 事故発生時の対応（準用）</b>			
(1) 事故が発生した場合は、県民局、市町村、家族、居宅介護支援事業者等への連絡を行うとともに必要な処置を講じているか。	適	否	H24県条例62第248条準用（第40条） H24県条例65第235条準用（第55条の10） H11老企25第三の十の二の3(6) 準用（第三の一の3(25)） ・事故対応マニュアル関係 ・連絡体制図 ・事故記録 ・再発防止策の検討の記録
(2) (1)の事故の状況及び事故に際してとった処置について記録しているか。	適	否	
(3) 賠償すべき事態が生じた場合、速やかに損害賠償を行っているか。	適	否	
(4) 事故が生じた際には、その原因を解明し、再発防止策を講じているか。	適	否	
<b>★30 虐待の防止（準用）</b>			
			※経過措置期間終了
(1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことも可）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図っているか。	適	否	【解釈赤P.354,343～345準用,1181,1098準用】 ・委員会の開催記録
(2) 虐待の防止のための指針を整備しているか。また、当該指針は高齢者虐待防止法の趣旨に則って整備されているか。	適	否	・虐待発生・再発防止の指針
(3) 従業者等に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施しているか。	適	否	・研修及び実施記録

確 認 事 項	適 否	根拠・確認書類
<p>(4) (1)～(3)に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置いているか。</p> <p>(5) 以下の事項を従業者に周知徹底しているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・養介護施設従事者等は、虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合は、速やかに、市町村に通報しなければならないこと。</li> <li>・上記の通報を行う際の市町村担当課の連絡先を全従業者が把握していること。</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・担当者を設置したことが分かる文書</li> </ul> <p>高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律第21条</p>
<p><b>3 1 会計の区分（準用）</b></p> <p>(1) 指定特定施設入居者生活介護事業所ごとに経理を区分しているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・指定特定施設入居者生活介護の事業の会計とその他の事業の会計を区分しているか。</li> </ul> <p>※介護サービス別に会計区分を表示するのが原則であるが、介護予防サービスについては、介護サービスと一体的に行われている実態から、勘定科目として介護予防サービスの収入額のみを明確に把握できればよい。</p> <p>(2) 指針に沿った会計処理となっているか。</p>	適 適 適 適	<p>【解釈赤P.354,346準用、 1181,1098準用】</p> <p>H24県条例62第248条 準用（第41条）</p> <p>H24県条例65第235条 準用（第55条の11）</p> <p>H11老企25第三の十の二 の3(6)</p> <p>準用（第三の一の3(26))</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・会計関係書類</li> </ul>
<p><b>3 2 記録の整備</b></p> <p>(1) 従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しているか。</p> <p>(2) 利用者に対する指定特定施設入所者生活介護等の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しているか。</p> <p>①(介護予防)特定施設サービス計画</p> <p>②基準条例第244条第2項(第236条第2項)に規定する受託居宅(介護予防)サービス事業者から受けた報告に係る記録</p> <p>③基準条例第246条第8項(第233条第8項)に規定する結果等の記録</p> <p>④基準条例第27条(第24条)の規定を準用する市町村への通知に係る記録</p> <p>⑤基準条例第38条第2項(第35条第2項)の規定を準用する苦情の内容等の記録</p> <p>⑥基準条例第40条第2項(第37条第2項)の規定を準用する事故の状況及び事故に際してとった処置についての記録</p> <p>⑦基準条例第224条第2項(第210条第2項)に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>⑧基準条例第226条第5項(第212条第2項)に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</p> <p>⑨基準条例第233条第3項(第214条第3項)に規定する結果等の記録</p>	適 適 適 否	<p>【解釈赤P.353～354, 1181】</p> <p>H24県条例62第247条</p> <p>H24県条例65第234条</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・従業員名簿</li> <li>・設備、備品台帳</li> <li>・会計関係書類</li> <li>・届出書類控</li> </ul> <p>R3.4.1指第47号通知（別紙）第二10の（5）ア 準用（1の（5））及び第三10の（6）ア準用（1の（3））</p>

確 認 事 項	適	否	根拠・確認書類
<b>3.3 電磁的記録</b>			H24県条例62第241条 第277条
(1) 作成、保存その他これらに類するもののうち、条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについて、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録により行うことが可能。	適	否	
			事例の有・無
・保存は解釈通知に定められた方法により適切に行われているか。	適	否	
・「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」等を遵守しているか。	適	否	
(2) 交付、説明、同意、承諾、締結その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについて、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法により行うことが可能。			
			事例の有・無
・事前に利用者等の承諾を得ているか。	適	否	
・交付は指定基準に準じた方法によっているか。	適	否	
・同意は利用者等の意思表示が確認できる方法となっているか。	適	否	
・締結は、電子署名を活用しているか。	適	否	
・「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」等を遵守しているか。	適	否	

確 認 事 項	適 否	根拠・確認書類
<p><b>第5 変更の届出等</b></p> <p>I 変更の届出</p> <p>変更の届出は、10日以内に県民局へ提出しているか。</p> <p>○変更届の提出が必要な事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>I 事業所（施設）の名称及び所在地</li> <li>2 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者（開設者）の氏名、生年月日、住所及び職名</li> <li>3 申請者の登記事項証明書又は条例等（当該事業に関するものに限る。）※定款変更未登記の場合は原本証明済変更定款等</li> <li>4 事業所（施設）建物の構造概要及び平面図並びに設備の概要</li> <li>5 事業所（施設）の管理者の氏名、生年月日及び住所</li> <li>6 運営規程</li> <li>7 協力医療機関（協力歯科医療機関含む）の名称及び診療科名並びに契約の内容</li> <li>8 介護支援専門員の氏名及びその登録番号</li> </ul> <p>※変更内容によって（事業所の移転など重要な変更の場合）は、事前に県と協議を行う必要がある。</p> <p>※また、利用者の定員変更については、所在市町村・県介護保険事業支援計画との関係上、協議の上、変更申請が必要である。</p> <p><b>第6 介護給付費の算定及び取扱い</b></p> <p>I 基本的事項</p> <p>(1) 介護給付費単位数表により適切に算定しているか。</p> <p>(2) 地域区分は適切か。</p> <p>(3) 1円未満の端数を切り捨てているか。</p>	適 適 適	否 否 否
		【解釈書P.130,870, 1106】

確 認 事 項	適 否	根拠・確認書類
<b>第7 その他</b>		
<b>参考1 業務管理体制</b>		
(1) 業務管理体制整備に関する届出を行っているか。 ・いつ行ったか。( 年 月 日)	適 適	否 否
(2) 届け出ている場合、法令遵守責任者名が従業者に周知されているか。		
<b>参考2 介護サービス情報の公表</b>		
(1) 当該年度の報告依頼通知があったとき、介護サービス情報公表システムの入力を行っているか。 ・いつ行ったか。( 年 月 日)	適 適	否 否
(2) 当該年度に修正があった場合入力を行っているか。 ・いつ行ったか。( 年 月 日)		

※解釈青・・・「介護報酬の解釈」  
 解釈赤・・・「介護報酬の解釈」  
 解釈緑・・・「介護報酬の解釈」  
 1 単位数表編  
 2 指定基準編  
 3 QA・法令編  
 令和6年4月版」（社会保険研究所）  
 令和6年4月版」（社会保険研究所）  
 令和6年4月版」（社会保険研究所）